

加入時に健康診断が必要な場合

特別加入を希望する方で、下記の「特別加入予定者の業務の種類」に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入を行う際に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務 (じん肺法施行規則別表に定める作業及びアスベスト除去作業等)	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務 (さく岩機、鋏打機、チェーンソー、チップングハンマー、コンクリートブレーカー、ブッシュクリーナー等)	1年	振動障害健康診断
鉛業務 (酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛等)	6ヵ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務 (アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム等)	6ヵ月	有機溶剤中毒健康診断

■健康診断が必要な場合の手続きについて

- ①業務歴から判断して健康診断が必要な場合、労働基準監督署より「特別加入健康診断指示書」が当会に交付され、当会から加入者様に「特別加入健康診断依頼書」等の必要書類を郵送致します。
- ②加入者様は、記載された病院に直接連絡して指示された期間内に受診予約をしてください。
- ③加入者様は、予約日に健康診断を受けてください。受診の際には、同封書類を病院に提出してください。健康診断の費用は国の負担、交通費は自己負担になります。
- ④健康診断受診後に病院から「健康診断証明書」が労働局に送付されます。
- ⑤「診断証明書」に基づき労働局から当会に承認通知が送られましたら、当会より、加入者様に「労働保険加入証明書」をお送り致します。

■特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

- * 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。
- * 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。